

(事務局案)

芦屋市立美術博物館運営基本方針

●はじめに

六甲山を背に大阪湾を臨む芦屋市は、古来より豊かな自然と快適な住環境に恵まれています。この地の風光明媚な景観は都人をも魅了し、『伊勢物語』をはじめ、古典文学の舞台にもなってきました。明治末から昭和初期には、鉄道の発達に伴い大阪や神戸の郊外住宅地として急速に発展する中、「阪神間モダニズム」と呼ばれる洗練された地域文化が開花し、近代的なライフスタイルが生まれ、多くの芸術家や文化人が活躍しました。戦後は、昭和26年に制定された「芦屋国際文化住宅都市建設法」に基づき、国際文化の向上に寄与する独自のまちづくりが進められ、今日の発展につながっています。

このようなあゆみの中で、本市は国指定史跡会下山遺跡や国指定重要文化財旧山邑家住宅（淀川製鋼迎賓館）をはじめ数多くの文化財と歴史資料を有し、小出檜重や吉原治良（具体美術協会）らの美術作品や、谷崎潤一郎や富田碎花らの文学作品等、優れた芸術・文化が育まれてきました。芦屋市立美術博物館は、これら本市の歴史・芸術・文化を守り、市民に発信し、後世に継承するために、平成3年に開館しました。

「芦屋市立美術博物館運営基本方針」は、芦屋市立美術博物館の使命を明確にし、資料・作品の収集、保管、展示、調査研究及び教育普及活動等を実施するために策定するものです。